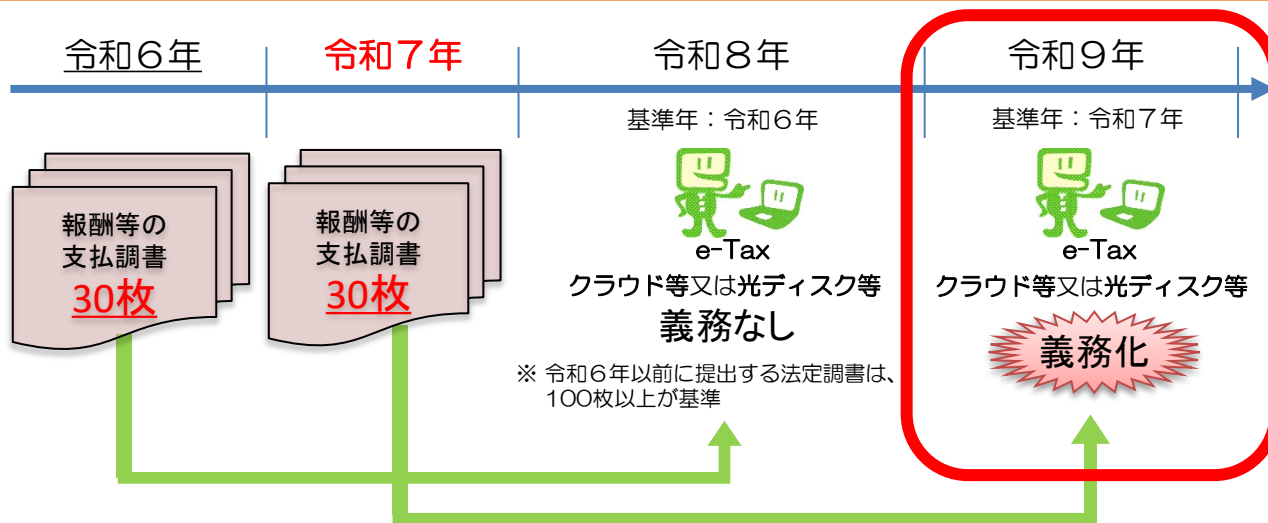


e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています！



法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定調書の枚数が**30枚以上**である法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要です。



令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**となった方は、**令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。**

該当する法定調書は、**書面で提出できません**ので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判定は、法定調書の種類ごとに行います。



令和7年中に提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が**30枚以上**であった方は、**令和9年に給与支払報告書を提出する場合についても、eLTAX等により提出する必要があります。**

※ 詳しくは、国税庁ホームページ「源泉徴収票（給与所得・公的年金等）のみなし提出の特例に関するQ&A」をご確認ください。

Q&A

